

なればなるほどそういった細かい非行もないのですが、特にやはり小・中学校の時期というのは非行の予備軍をつくってしまうみたいな経過があると思います。ですからぜひ、今後教育委員会もそうでしょう。あるいは先生方もそうでしょう。親もそうでしょう。そういう意味で協力し合って非行防止をしていただきたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（仲村清信君） 以上で一般質問を終わります。

○議長（仲村清信君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会とすることに決定いたしました。

なお、次回本会議は九月七日午前十時から開きます。

本日は、これをもって延会いたします。

午後五時 四分 延会

陳情第二一八号

医療法の改悪に反対し、国民の医療を良くするための陳情書

(陳情趣旨)

現在、日本は世界有数の経済大国となり、豊かな国になったと言われています。しかし、日本の医療、福祉は先進国の中でも大きく立ち遅れるなど、その貧しい実態が指摘されています。政府はこうした状況の根本的な改善を図ろうとしないばかりか、公的医療抑制の施策を押し進め、新たな法改悪を企図しています。

つきましては、この事態の改善のため次の事項について政府や関係機関に意見書を提出していただきたく陳情するものです。

(陳情事項)

- 一、患者が自由に医療機関を選べなくなり、受診抑制と医療の営利化を促進する医療法の改悪をやめること。国公立医療機関を拡充整備すること。
- 二、老人への医療差別や不当な患者負担の増額をやめ、すべての患者に行き届いた医療ができる診療報酬を保障し、看護婦、ホームヘルパーなどを大幅に増やすこと。
- 三、国庫負担を四五％に戻し、国民健康保険料(税)を大幅に引き下げること。国民健康保険証を加入者全員に交付すること。

平成二年八月二十八日

陳情者

西多摩郡羽村町羽一九〇五

西多摩地域を考える会

東京土建労組西多摩支部内

会長 岩 本 寅 次

(印)

他三十九団体

福生市議会議長

仲 村 清 信 殿

陳情第二十九号

核に反対し、横田基地をなくす住民運動に対する理解と支援を求める陳情書

(陳情の理由)

今、世界の情勢は、マルタ島における米ソ首脳会談を契機に、これまでの東西対立の「冷戦」の時代から「平和、軍縮」の方向へと大きく転換し、世界の核廃絶、平和を求める声がますます広がりつつあります。

しかし、アジア、太平洋、とりわけ極東においては、米・日・韓の核軍事一体化の体制が緊張を持続させています。

日本では、多くの国民の声が政府に通じず、政府に非核三原則を守らせる運動、東京都に「非核都市宣言」を実現させることが重要だとする世論が高まっています。

横田基地には極東米軍の核攻撃の司令機能がすべて集中しています。いつも爆音と騒音公害は耳に痛く、基地周辺の住民の誰もが大変迷惑しております。事故と有事の時は東京は死の灰に囲まれることは間違いありません。日本の首都「東京」に基地があることをみんなで問い直すときです。

私たちは、一昨年来、嘉手納、厚木、小松などで米軍基地を「人間の鎖」で包囲し、「基地はいらない」ことを訴えてきた基地撤去と反戦平和をアピールする運動に学び、西多摩に住み暮らしを営む勤労者・学生・青年・女性などの広範な住民が集い「核に反対し、横田基地を包囲する西多摩の会」を結成し、この秋、十月二十一日午後一時から

二万人の人間の輪で横田基地を包囲する運動を進めています。

日頃、日本の平和と、世界の恒久平和を熱烈に希求している貴議会に敬意を表するとともに、「核に反対し、横田基地をなくす」私たちの運動について深い御理解と、御支援をお願い申し上げます。

平成二年八月二十八日

陳情者

青梅市勝沼一―三九―一

核に反対し、横田基地を包囲する

西多摩の会

代表委員 島田 久

印

福生市議会議長

仲村清信殿

議会運営委員会決定資料

委員会付託件名表

平成二年九月六日第三回福生市議会定例会

付託委員会名	議案(請願・陳情)番号	付託件名
総務委員会	陳情第二十九号	核に反対し、横田基地をなくす住民運動に対する理解と支援を求める陳情書
厚生委員会	陳情第二十八号	医療法の改悪に反対し、国民の医療を良くするための陳情書

一 議会議事務局職員は次のとおりである。

議会議事務局長 古谷 正夫君 議事係長 島田 幸治君 臨時速記 山川 芳子君

一 出席説明員は次のとおりである。

市長 石川 彌八郎君 市役所 浅見 裕康君 収入 役 内田 和雄君

教育 長 来住野 和也君 企画財政部長 野沢 久人君 総務部長 森田 進君

市民部長 岩崎 好亮君 福祉部長 石川 和夫君 建設部長 小野 光朗君

教育次長 矢崎 茂夫君 監査委員 黒田 登君 選挙管理委員長 川辺 登茂次君

行政推進 担当 参事 関口 清君

一 本日の議事日程は次のとおりである。

平成二年第三回福生市議会定例会議事日程（第三日目）

開議日時 九月七日（金）午前十時

日程第一 議案第六十八号 福生市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

日程第二 議案第六十九号 福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第三 議案第七十号 福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第四 議案第七十一号 福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

日程第五 議案第七十二号 福生市庁舎増築基金条例の一部を改正する条例

日程第六 議案第七十三号 福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

日程第七 議案第七十四号 福生市都市計画税条例の一部を改正する条例

日程第八 議案第七十五号 福生市児童育成手当条例の一部を改正する条例

日程第九 議案第七十六号 福生市老人福祉手当条例の一部を改正する条例

日程第十 議案第七十七号 福生市重度心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

日程第十一 議案第七十八号 平成二年度福生市一般会計補正予算（第二号）

日程第十二 議案第七十九号 平成二年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）

日程第十三 議案第八十号 平成二年度福生市下水道事業会計補正予算（第一号）

日程第十四 議案第八十一号 平成二年度福生市受託水道会計補正予算（第一号）

日程第十五 議案第八十二号 市道路線の認定について

日程第十六 陳情第二十四号
日程第十七 陳情第二十五号
日程第十八 陳情第二十六号

日程第十九 陳情第二十七号

日程第二十 陳情第二十八号

日程第二十一 陳情第二十九号

日程第二十二 陳情第三十号

日程第二十三 陳情第三十一号

日程第二十四 陳情第三十二号

ワンルームマンション（アーバンヒルズ福生）建設反対の陳情書
固定資産税等の改定率抑制に関する陳情書
義務教育費国庫負担制度の堅持と削減、除外された費用の復元を求める陳情書

「義務教育費国庫負担法」の改正に反対し、これまでに除外・削減された費用の復元を求める陳情書

医療法の改悪に反対し、国民の医療を良くするための陳情書
核に反対し、横田基地をなくす住民運動に対する理解と支援を求める陳情書

陳情書

一〇四有料化の撤回を求める意見書の採択を求める陳情書

白内障人工水晶体（眼内レンズ）に関する陳情書

「脱原発法」の制定を求める陳情書

午前十時 開議

○議長（仲村清信君） ただいまから平成二年第三回福生市議会定例会第三日目の会議を開きます。

○議長（仲村清信君） この際、報告事項がありますので、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。

（古谷議会議務局長報告）

一、陳情書の受理について（別添参照）

○議長（仲村清信君） 以上で報告は終わりました。

○議長（仲村清信君） 本日の議事運営については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

（議会運営委員長 村野和一郎君登壇）

○議会運営委員長（村野和一郎君） おはようございます。九月六日本会議終了後に議会運営委員会を開催いたしました結果につきまして、御報告申し上げます。

新たに、陳情三件が提出されております。陳情書の取り扱いはい日程の最後に加え、それぞれお手元に御配付の付託表のとおり、各委員会に付託し審査願うことといたしました。

日程につきましては、昨日残りました日程と同じ順序といたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（仲村清信君） ただいま委員長から報告されたとおり本日の議事を進めますので、よろしく願います。

○議長（仲村清信君） これより日程に入ります。

日程第一 議案第六十八号 福生市議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(総務部長 森田 進君登壇)

○総務部長(森田 進君) おはようございます。御指名をいただきましたので、議案第六十八号 福生市議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びにその内容につきまして御説明を申し上げます。

まず、本案の提案理由でございますが、御案内のように議員の報酬につきましては、昨年度改正をさせていただいたわけでございますが、その後の二十六市等の報酬額の改定状況、並びに他市の動向、それから一般職の職員の給与改定、それから諸物価の上昇等の状況を考慮いたしまして、早い時期に検討していく必要があると判断をいたしました。去る六月二十九日に福生市特別職報酬等審議会を設置をいたしました。市議会議員の報酬額、市長等の給与額、教育長の給与額、並びにこれらの改定に伴う実施時期につきまして、御諮問を申し上げたところでございます。同審議会におかれましては、五回にわたりまして慎重、かつ熱心に審議、御検討いただきました結果、八月十日付をもちまして、市長に対しまして御答申をいただいたところでございます。

そこで、本答申内容を尊重いたしましたして、その金額あるいは実施時期につきましては、答申そのものをもちまして本条例の改正案といたしまして御提案を申し上げます。

それでは改正の内容でございますが、まず第一条、別表第一中、議長におきましては現行「四二六、〇〇〇円」を一万七千円引き上げまして「四四三、〇〇〇円」に、率にいたしまして三・九九%と相なっております。副議長につきましては、現行「三七六、〇〇〇円」を一万五千円引き上げまして「三九一、〇〇〇円」に、率にいたしまして三・九九%のアップ。次に各委員長につきましては、現行「三六二、〇〇〇円」を一万五千円引き上げまして「三七七、〇〇〇円」に、率にいたしまして四・一四%のアップ、議員につきましては、現行「三五五、〇〇〇円」を一万五千円引き上げまして「三七〇、〇〇〇円」に、率にいたしまして四・二三%のアップにそれぞれ改正をいたそうとするものでございます。

今回、改正をいたしますと、二十六市におけるランクといたしましては、まだ低位ではございますが、

御答申等を尊重させていただきまして、このような金額となったわけでございます。御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

また、今回のこの改正に伴います金額は約三百三十九万五千円でございます。

次に、附則でございますが、本条例は、平成二年十月一日から施行をいたそうとするものでございます。以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(仲村清信君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(仲村清信君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第六十八号は、総務委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(仲村清信君) 御異議なしと認めます。よって議案第六十八号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(仲村清信君) 日程第二 議案第六十九号 福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(総務部長 森田 進君登壇)

○総務部長(森田 進君) 御指名をいただきましたので、議案第六十九号 福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びにその内容について

御説明を申し上げます。

本案の提案理由でございますが、先ほど議案第六十八号で提案させていただきました特別職報酬等審議会の答申に基づく議員等の報酬改定に伴い、これらに並行いたしましたして、福生市の非常勤の特別職の職員につきましても二十六市の中の順位が低い職種、またはその職務の実態等を検討し見直しをさせていた

だき、その報酬額を改正をしようとするものでございます。

それでは改正の内容でございますが、今回改正の対象いたしました職種につきましては、教育委員会委員、選挙管理委員会委員、監査委員の各行政委員と行政協力員及び選挙関係の非常勤職員の報酬額を改正するものでございます。次に別表の改正について説明いたしますと、教育委員会委員長につきましては、率で一四・八六％、金額で一万一千円を引き上げて八五、〇〇〇円に、選挙管理委員会委員長につきましては、率で一六・三九％、金額で一万円を引き上げて七一、〇〇〇円に、選挙管理委員会委員につきましては、率で一二・五％、金額で六千円を引き上げて五四、〇〇〇円に、監査委員の知識経験者につきましては、率で一〇・五三％、金額で四千円を引き上げて四二、〇〇〇円に、監査委員の議員選出の委員さんにつきましては、率で一〇・二六％、金額で四千円引き上げて四三、〇〇〇円に、行政協力員につきましては、率で二〇％、金額で五千円引き上げて三〇、〇〇〇円に、選挙長につきましては、率で一八・一八％、金額で二千円引き上げて一三、〇〇〇円に、投票管理者につきましては、率で三〇・七七％、金額で四千円引き上げて一七、〇〇〇円に、開票管理者につきましては、率で一八・一八％、金額で二千円引き上げて一三、〇〇〇円に、投票立会人につきましては、率で二七・二七％、金額で三千円引き上げて一四、〇〇〇円に、開票立会人につきましては、率で二二・二二％、金額で二千円引き上げて一四、〇〇〇円に、選挙立会人につきましては、率で二二・二二％、金額で二千円引き上げて一四、〇〇〇円に、それぞれ改正をいたそうとするものでございます。

参考ではございますが、今年度この改正に伴います必要金額は百二十万六千円余りとなります。

次に、附則でございますが、本条例は、平成二年十月一日から施行いたそうとするものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議賜り、原案どおり御決定くださいますようお願いを申し上げます、説明にかえさせていただきます。

○議長（仲村清信君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第六十九号は、総務委員会に付託いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第六十九号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（仲村清信君） 日程第三 議案第七十号 福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（総務部長 森田 進君登壇）

○総務部長（森田 進君） 御指名をいただきましたので、議案第七十号 福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びにその内容につきまして御説明を申し上げます。

本案につきましては、先ほどの議員の報酬額の改定と同様、さきの福生市特別職報酬等審議会の答申に基づきまして、市長等の給与月額を改正をしようとするものでございます。

それでは改正の内容でございますが、第二条別表中、市長の給料につきましては、現行「七二、〇〇〇円」を三万三千円引き上げて「七四五、〇〇〇円」に、率にいたしまして四・六三％、助役につき